訓令

○内閣府訓令第二十六号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	**別表**
共生社会政策担当	共生社会政策担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［一・二　略］ 三　内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。 ［四～八　略］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［一・二　同上］ 三　内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。 ［四～八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この訓令は、平成三十年九月三日から施行する。